

官製ワーキングプア研究会調査

わがまちのブラック度を測定してみましよう

勤務する自治体名 _____

職 種 _____

性 別 _____

経験年数 _____年

以下の設問について、当てはまれば○、当てはまらなければ×を記入してください。

50項目あります。

最後に ○の数、×の数を下記に、記入してください。

○の数

×の数

非正規公務員のための

ブラック自治体指標 チェック・ポイント

I 募集

- 1 臨時・非常勤職員の募集にあたって、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示されている。(職業安定法第5条の3)
- 2 臨時・非常勤職員の募集にあたって、以下の項目について、書面や電子メールによって知らされている。(地公法第13条、職業安定法施行規則第4条の2)

- 任用期間に関する事項、
- 就業場所、従事すべき業務の内容
- 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日
- 賃金の額に関する事項
- 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項

- 3 募集・採用に関し、年齢制限を設けていない。(地公法第13条、雇用対策法10条)
- 4 募集・採用に関し、性別による区分を設けていない。(男女雇用機会均等法5条)

II 採用

- 5 採用に際し、以下の項目を含む賃金、勤務時間その他の勤務条件を明示した書面が交付されている(労働基準法第15条)

- 勤務期間に関する事項
- 就業の場所、従事すべき業務に関する事項
- 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇等に関する事項
- 賃金(退職手当及び臨時に支払われる賃金、賞与その他これらに準ずる賃金を除く。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項
- 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

- 6 1回の勤務期間(任期)は、業務の遂行に必要な期間を考慮され、必要以上に短い期間を定めて、反復更新していない。<最低でも1回更新含め1年で設定>(地公法22条、自治法208条、労働契約法17条2項、平成24年8月10日付厚生労働省労働基準局長通知「労働契約法の施行について」)

III 勤務条件

- (1) 賃金・報酬等
- 7 常勤の職員と同じ勤務内容ないしは勤務実態にある者に、一時金が支給されている。(自治法204条、東村山市事件東京高裁判決2008年7月30日、茨木市事件最高裁判決2010年9月10日)
- 8 時間外勤務をした場合は、その分の賃金・報酬が支給されている。(労働基準法第24条)
- 9 労働基準法に定める法定労働時間(40時間)を超える時間又は休日等の勤務を命じた場合に

は、当該勤務に対して、割り増された賃金・報酬が支給されている。(労働基準法第 37 条)

- 10 通勤費用相当分が費用弁償として支給されている(平成 8 年 3 月 13 日 自治給第 16 号 各都道府県総務部長、各指定都市人事主幹局長あて 自治省公務員部給与課長通知)
- 11 常勤職員と同じ時間を勤務する臨時職員が 6 か月以上勤務した場合ならびに常勤職員と同じ時間を勤務したとみなされる非常勤職員が 1 年以上勤務した場合、退職手当が支払われる。(退職手当法第 2 条、各自治体の退職手当条例)
- 12 勤務経験年数に応じて、賃金は上昇する。または、職責に応じた賃金階梯がある。

(2) 休暇等について

- 13 年次有給休暇を取得できる。(労働基準法第 39 条、人事院規則 15-15 第 3 条)
- 14 更新や再度の任用の際、使い残しの年次有給休暇は、繰り越される。(労働基準法第 39 条、平成 19 年 10 月 1 日付厚生労働省通知「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」)
- 15 選挙権その他公民権を行使する場合や証人・鑑定人・参考人等として裁判所や官公署に赴く場合、有給で休暇を取得できる。(労働基準法第 7 条、人事院規則 15-15 第 4 条第 1 項各号)
- 16 災害等による出勤困難な場合や災害時の退勤途上危険回避の場合、有給で休暇を取得できる。(地公法第 24 条第 5 項、人事院規則 15-15 第 4 条第 1 項各号)
- 17 親族が死亡し、葬儀等に参列する場合、必要な期間、有給で休暇を取得できる。(地公法第 24 条第 5 項、人事院規則 15-15 第 4 条第 1 項各号)
- 18 公務上の負傷による病気休暇制度がある(地公法第 24 条第 5 項、人事院規則 15-15 第 4 条第 2 項第 8 号)
- 19 公務外の負傷又は疾病による病気休暇制度がある。(地公法第 24 条第 5 項、人事院規則 15-15 第 4 条第 2 項第 9 号)
- 20 骨髄移植のための検査・入院のために、必要と認められる期間を取得できるドナー休暇制度がある((地公法第 24 条第 5 項、人事院規則 15-15 第 4 条第 2 項第 10 号)

IV ワーク・ライフ・バランス

(1) マタハラ

- 21 妊産婦(妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性)が請求した場合には、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所での業務その他有害な業務に従事しない。また、請求により他の軽易な業務に転換できる。(労働基準法第 64 条の 3、同法第 65 条 3 項、人事院規則 10-7 第 3 条、同規則第 6 条第 1 項)
- 22 妊産婦が請求した場合には、時間外労働、休日労働、深夜業を命じられない。(労基法 66 条、人事院規則 10-7 第 4 条)
- 23 女性労働者が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受ける必要な時間が確保されている。(男女雇用機会均等法 12 条、人事院規則 10-7 第 5 条)

- 24 妊娠中の女性労働者からの請求に基づき、勤務時間の変更・短縮、通勤緩和等が行われる。(男女雇用機会均等法 13 条、人事院規則 10-7 第 7 条)
- 25 妊娠中の女性労働者からの請求に基づき、適宜、休養や食事をとることができる。また、休養室があって休息(有給)を取ることができる。(男女雇用機会均等法 13 条、人事院規則 10-7 第 6 条第 2 項、人事院給与局長通知給 3-25 平成 10 年 2 月 13 日)
- 26 妊娠障害休暇が制度化され、臨時・非常勤職員も取得できる。(男女雇用機会均等法 13 条、厚生労働省解釈通知)

(2) セクハラ

- 27 勤務する自治体に、性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置が定められ、安心して相談できる窓口もある。(男女雇用機会均等法第 12 条)

(3) ワーク・ライフ・バランス

- 28 生理休暇制度があり、必要と認められる期間、取得できる。(労働基準法第 68 条、人事院規則 15-15 4 条 2 項第 7 号)
- 29 産前産後休暇制度があり、取得できる。(労働基準法第 65 条、人事院規則 15-15 4 条 2 項第 1・2 号)
- 30 育児休業、部分休業があり、取得できる。(地方公務員育児休業法、各自治体条例)
- 31 生後満 1 年に達しない子を育てる者が取得できる育児時間制度があり、取得できる。(労働基準法第 67 条、人事院規則 15-15 4 条 2 項第 3 号)
- 32 小学校就学前の子を育てる者が取得できる子の看護休暇制度があり、取得できる。(地公法第 24 条第 5 項、人事院規則 15-15 第 4 条第 2 項第 4 号)
- 33 介護休業(介護休暇)制度があり、取得できる。(育児介護休業法、各自治体条例、人事院規則 15-15 第 4 条第 2 項 6 号)
- 34 短期の介護休暇(概ね年間 5 日程度)制度がある。(地公法第 24 条第 5 項、育児介護休業法、人事院規則 15-15 第 4 条第 2 項 5 号)

V 社会保険及び労働保険

- 35 勤務時間は、常勤職員の勤務時間の 4 分の 3 以上で、2 ヶ月以上勤務するものに、社会保険や厚生年金の適用がある。(健康保険法・厚生年金保険法)
- 36 任用されていない期間(空白期間)があっても、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格が継続する。(平成 26 年 1 月 17 日付厚生労働省通知「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて」)
- 37 1 週間の勤務時間が 20 時間以上で、一月以上の雇用が見込まれるものに、雇用保険が適用されている。(雇用保険法)

VI 労働安全衛生

- 38 労働安全衛生法に基づき、1年に1回、医師による健康診断が行われている。(労働安全衛生法第66条第1項及び労働安全衛生規則第44条)
- 39 労働基準法別表1に掲載される事業所に勤務するものに労災保険が適用になっている。(労働者災害補償保険法)
- 40 本庁職場や各種相談所などの事業所に勤務するものに、条例に基づき、公務災害補償が適用される。(地方公務員災害補償法69条)
- 41 職場の労働安全衛生委員に選出される場合がある(労働安全衛生委員会)

VII その他の勤務条件

- 42 業務に関わる研修が行われ、参加が保障されている。(地方公務員法、パート労働法)
- 43 福利厚生施設が利用できる。(パート労働法)
- 44 ダブル・ワークが保障されている。(地公法第38条)

VIII 雇い止め、再度の任用

- 45 本人の意に反する雇い止めは行われない。
- 46 再度の任用の場合であっても、新たな任期と前の任期の間に一定の期間(空白期間)が置かれていない。
- 47 任用回数制限は置かれていない。
- 48 再度の応募にあたり、任用の回数や年数が一定数に達していることを捉え、一律に応募要件に制限を設けてはいない。
- 49 再度の応募にあたり、内部選考を優先させている。
- 50 意に反する処分が行われた場合の不服審査機関や苦情処理機関が行政内部に設置している。(地方公務員法の人事委員会や公平委員会、パート労働法15条)